三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十四日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県岡崎市唐沢町、菅生町字元菅、島町、祐金町、祐金町一丁目、伝馬通二丁目、伝馬通三丁目、久右エ門町一丁目及び花崗町一丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十四日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多北部都市計画道路事業三・三・十五号大府東浦線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県大府市森岡町三丁目及び半月町一丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

九州地方整備局長　岡本　博

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐伯市弥生大字井崎字木ノ瀬一八四〇番四から同市弥生大字井崎字木ノ瀬一八四九番一まで	前	一一・七〇～一五・八〇メートル	〇・一一一キロメートル
	後	一二・二〇～一七・三〇メートル	〇・一一一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市田主丸町田主丸字出町内畑七二六番五から同市田主丸町田主丸字中西内畑六五三番三まで	前	九・三〇～一五・三〇メートル	〇・三六七キロメートル
	後	一一・〇〇～二一・三〇メートル	〇・三六七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久留米市田主丸町上原字原口三〇五番三からうきは市浮羽町山北字尾上六一三番三まで	前	BA	七・〇〇～二五・〇〇メートル	一三・〇〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・〇〇～一四六・〇〇メートル	一二・八一五キロメートル	
			一七・〇〇～二五・〇〇メートル	一三・〇〇〇キロメートル	
			一七・〇〇～一四六・〇〇メートル	一二・八一五キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

四㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市平川町字鬼ヶ薮二六七一番二から同市平川町字柊木畑二四七五番四まで	前	二九・六〇～五五・三〇メートル	〇・三三〇キロメートル
	後	二九・四〇～六六・〇〇メートル	〇・三三〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	うきは市吉井町千年字今丸二四六番二七から同市吉井町千年字今丸二五〇番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百二十六号	鹿児島市平川町字鬼ヶ薮二六八七番から同市平川町字柊木畑二四七五番四まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十四日